

統計法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

的とす 計調 とを 目基 すこ 目幹 計統 調査 統査	別表第一（第四条関係） 事務の都道府県知事が行う 事務		現 行
	市町村長が行う事務		
的とす 計調 とを 目基 すこ 目幹 計統 調査 統査	別表第一（第四条関係） 事務の都道府県知事が行う 事務		改 正 後
	市町村長が行う事務		

的とす 計調 とを 目基 すこ 目幹 計統 調査 統査	別表第一（第四条関係） 事務の都道府県知事が行う 事務		現 行
	市町村長が行う事務		
的とす 計調 とを 目基 すこ 目幹 計統 調査 統査	別表第一（第四条関係） 事務の都道府県知事が行う 事務		改 正 後
	市町村長が行う事務		

る
基
幹
統
計

の 配 布	調 査 票 三 に 関 す る 事 務	の 報 告 を す る 義 務 を 負 う 個 人 又 は 法 人 そ の 他 の 団 体 を 以 下 の 如 き に 関 す る 事 務
三 県 知 事 が 配 布 す べ い		
六 長 が 配 布 す べ き も	五 調 査 区 の 設 定 及 び 修 正 に 関 す る 事 務	

る
基
幹
統
計

の 配 布	調 査 票 三 に 関 す る 事 務	の 報 告 を す る 義 務 を 負 う 個 人 又 は 法 人 そ の 他 の 団 体 を 以 下 の 如 き に 関 す る 事 務
三 県 知 事 が 配 布 す べ い		
六 長 が 配 布 す べ き も	五 調 査 区 の 設 定 及 び 修 正 に 関 す る 事 務	

<p>その他の事務</p> <p>八 総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡に関する事務</p> <p>九 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>	<p>めるものに限る。 の送付に関する事務</p> <p>六 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>七 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>十一 都道府県知事及び他の市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十二 統計調査員に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十三 市町村の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事</p>	
<p>その他の事務</p> <p>九 総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに市町村長との連絡に関する事務</p> <p>十 市町村長に対する調査票の用紙その他調査のために必要な物品の送付に関する事務</p> <p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p>	<p>定めるものに限る。 の送付に関する事務</p> <p>七 第四号に規定する調査票（前号に規定するものを除く。）の審査及びこの項第四欄第八号に規定する調査票の二次的な審査に関する事務</p> <p>八 第四号に規定する調査票への必要な事項の記入に関する事務</p>
<p>十一 都道府県の区域における調査の広報に関する事務</p> <p>十四 都道府県知事</p>	

備考 一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地	二、十 (略)		
	(略)		
	(略)	<p>十一 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十二 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十三 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に付帯する事務</p>	<p>十五 都道府県知事に対する調査に関する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に付帯する事務</p>

備考 一 一の項第一欄に掲げる基幹統計に係る基幹統計調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地	二、十 (同上)		
	(同上)		
	(同上)	<p>十二 市町村長の行う調査に関する事務の実施状況の把握に関する事務</p> <p>十三 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務</p> <p>十四 総務大臣及び経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十五 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に付帯する事務</p>	<p>十五 都道府県知事に対する調査に関する関係書類の送付に関する事務</p> <p>十六 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に付帯する事務</p>

、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第八号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十二号及び第十三号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」と、同項第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」とする。

二 前号に規定する場合における一の項の規定の適用については、都道府県知事は、同項第三欄第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事務は行わないものとし、市町村長は、同項第四欄第一号から第五号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務は行わないものとする。

三 二の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。以下この号において同じ。）を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号

、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したものをを行う場合における同項の規定の適用については、同項中「総務省令・経済産業省令」とあるのは「総務省令」と、同項第三欄第九号中「総務大臣及び経済産業大臣、他の都道府県知事並びに」とあるのは「総務大臣、他の都道府県知事及び」と、同欄第十三号及び第十四号中「総務大臣及び経済産業大臣」とあるのは「総務大臣」と、同項第四欄第九号中「前号」とあるのは「第七号」とする。

二 前号に規定する場合以外の場合における一の項の規定の適用については、市町村長は、同項第四欄第五号に掲げる事務は行わないものとする。

三 二の項の規定の適用については、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の条例（以下「事務処理特例条例」という。）の定めるところにより二の項第三欄第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務（同欄第四号に掲げる事務にあつては、法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施及び当該立入検査等の結果に基づく調査票の作成に関する事務を除く。以下この号において同じ。）を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号から第四号まで及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号

まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。

四 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。

五 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

六 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

七 第三号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規

まで及び第十号に掲げる事務は行わないものとする。

四 三の項の規定の適用については、地方自治法第二百八十四条第一項に規定する地方公共団体の組合のうち都道府県の加入するものは、市町村とみなす。

五 四の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事務を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第二号、第三号及び第六号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

六 五の項の規定の適用については、事務処理特例条例の定めるところにより同項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いずれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。以下この号において同じ。）を市町村長が処理することとされた場合は、当該市町村長は、同項第四欄第一号に掲げる事務は行わないものとし、総務省令で定めるところにより、同項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うことができる。この場合において、当該市町村長が同欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務を民間事業者に委託して行うときは、同欄第一号に掲げる事務並びに同項第四欄第二号から第四号まで及び第九号に掲げる事務は行わないものとする。

七 第三号及び前二号の規定により市町村長がこの表に規

定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

八 十の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。

定する事務の一部を民間事業者に委託して行う場合においては、当該市町村長は、二の項第一欄、四の項第一欄又は五の項第一欄に掲げる基幹統計を作成するための調査の結果知られた秘密の漏えいの危険を防止するため、秘密の保護に関する事項を定めた契約の締結その他必要な措置を講じなければならない。

八 十の項の規定の適用については、特別区の長は市町村長に含まれないものとし、特別区の区域における同項第四欄第二号から第五号まで及び第十四号（同欄第二号から第五号までに係る部分に限る。）に掲げる事務については、東京都知事が行うものとする。